

令和7年度
指定障害福祉サービス事業者等集団指導
【報酬算定に係る留意事項等について】

相談支援系サービス 編
(計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援)

令和7年11月
明石市福祉局生活支援室障害福祉課

(1 ページ目)

ただいまより、令和7年度指定障害福祉サービス事業者等集団指導【報酬算定に係る留意事項等について】の相談支援系サービス編（計画相談支援・障害児相談支援・地域移行支援・地域定着支援）について、ご説明します。

目次

<u>1. 相談支援費について</u>	<u>P. 3</u>
(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準	<u>P. 3</u>
(2) 機能強化型（継続）サービス利用支援費・ 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費	<u>P. 8</u>
<u>2. 各種体制加算について</u>	<u>P. 22</u>
(1) 加算請求時の確認事項	<u>P. 22</u>
(2) 行動障害支援体制加算	<u>P. 23</u>
(3) 要医療児者支援体制加算	<u>P. 25</u>
(4) 精神障害者支援体制加算	<u>P. 27</u>
(5) 高次脳機能障害者支援体制加算	<u>P. 29</u>
(6) ピアサポート体制加算	<u>P. 31</u>

2

（2ページ目）

今回説明する内容は、目次のとおりです。

これから説明する内容については、特に注意していただきたい内容についてのみ取り上げており、全ての算定要件等を説明するものではありません。今回説明していない算定要件等についても、報酬告示や留意事項通知等の内容を確認のうえ、請求をお願いします。

また、全てのページを読み上げながら解説は行いません。適宜要点のみを説明しますので、各自で資料の確認をお願いします。

1. 相談支援費について

(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準

【計画相談支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

指定計画相談支援の提供に当たっては、指定基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

留意点

- 指定サービス利用支援
 - ・サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅等への訪問による利用者及びその家族への面接等（第15条第2項第7号）
 - ・サービス等利用計画案の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意（同項第10号及び第13号）
 - ・サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第11号及び第14号）
 - ・サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第12号）
- 指定継続サービス利用支援
 - ・利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等（同条第3項第2号）
 - ・サービス等利用計画の変更についての指定サービス利用支援に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第7号、第12号から第14号まで）

3

（3ページ目）

（1）計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準について、重要な点を説明します。

指定計画相談支援の提供に当たっては、指定基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定できません。

- ・計画の作成に当たってのアセスメント（モニタリングを含む。）は、「利用者の居宅等への訪問」により、利用者等への面接
- ・計画案の説明・文書による同意
- ・計画案及び本計画の交付
- ・サービス担当者会議等による担当者への説明及び意見聴取

これらの要件を全て満たす必要がありますので、ご注意ください。

1. 相談支援費について

(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準

【障害児相談支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

指定障害児相談支援の提供に当たっては、指定基準に定める以下の基準のいずれかを満たさない場合には、所定単位数を算定しないものとする。

留意点

- 指定障害児支援利用援助
 - ・ 障害児支援利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る障害児の居宅への訪問による障害児及びその家族への面接等（第15条第2項第8号）
 - ・ 障害児支援利用計画案の障害児及びその家族への説明並びに障害児又は障害児の保護者の文書による同意（同項第8号及び第11号）
 - ・ 障害児支援利用計画案及び障害児支援利用計画の障害児又は障害児の保護者及び担当者への交付（同項第9号及び第12号）
 - ・ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取（同項第10号）
- 指定継続障害児支援利用援助
 - ・ 障害児の居宅への訪問による障害児又はその家族への面接等（同条第3項第2号）
 - ・ 障害児支援利用計画の変更についての指定障害児支援利用援助に準じた手続の実施（同条第3項第3号により準用する同条第2項第6号、第10号から第12号まで）

4

（4ページ目）

障害児相談支援についても、アセスメント（モニタリングを含む。）については、「障害児の居宅への訪問」により、障害児等への面接が必要となります。そのほかについては、計画相談支援と同様です。

1. 相談支援費について

(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準

相談支援に関するQ&A（令和7年3月18日）問5

計画相談支援及び障害児相談支援の指定基準において、サービス等利用計画及び障害児支援利用計画を作成する際の留意点として「相談支援専門員は、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者（障害児）の居宅を訪問し、利用者（障害児）及びその家族に面接して行わなければならない。」と規定されているが、次の場合についてはどうか。また、モニタリングについてもどうか。

- ① 自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合や自宅訪問が難しい場合は、事前に行われる面接は、相談支援事業所、日中通っている障害福祉サービス事業所等、保育園等で行ってもかまわないか。
- ② 作成時は、上記①の理由で自宅訪問しないことがあっても、モニタリング等を通じていつかは自宅訪問することによいか。

答

○ サービス等利用計画及び障害児支援利用計画は、障害者及び障害児の日常生活全般を支援する観点に立って作成されることが重要であることから、生活状況を十分把握する必要があり、その把握については、障害児及びその家族からの聞き取りだけでなく、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合には適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められず、自宅訪問が必要である。そのため、①及び②ともに認められない。

○ なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。 (R3.4.8 相談支援関係Q&A 問5 一部修正)

5

（5ページ目）

相談支援に関するQ&Aから、アセスメントの実施に当たっては、必ず利用者（障害児）の居宅を訪問となっていることについて、①自宅訪問よりも効果的なアセスメントができる場合、自宅訪問が難しい場合に、通所先で、アセスメントを行ってもよいかの問い合わせに対して、答えは、障害者及び障害児が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、自宅訪問が必要である。そのため、①及び②ともに認められない。となっています。

アセスメント及びモニタリングを実施する場合は、利用者の居所において、実施するようにお願いします。

1. 相談支援費について

(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準

相談支援に関するQ&A（令和7年3月18日）問6

アセスメント又はモニタリングに係る訪問については、必ず利用者の居宅、障害者支援施設等、精神科病院（障害児の場合は居宅）を訪問しなければならないこととされているが、利用者の通所先の障害福祉サービス事業所等を訪問して面接を行う場合、アセスメント又はモニタリングとして認められるか。

答

○ 利用者が居所において日頃生活している様子や生活環境等を実地で確認する必要があるため、障害福祉サービス事業所等の一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。なお、居宅の訪問による面接に加えて、障害福祉サービス事業所等における面接を行った上でアセスメント又はモニタリングを行うことは問題ないため申し添える。

（R6.4.5 相談支援関係Q&A 問6）

6

（6ページ目）

先ほどのQ&Aと同じく、通所先の事業所等を訪問してアセスメント又はモニタリングとして認められるか、という問い合わせに対して、答えは、一時的な滞在場所のみを訪問して面接を行う場合、適切にアセスメント又はモニタリングが行われたものとは認められない。となっています。アセスメント及びモニタリングを実施する場合は、利用者の居所において、実施するようお願いします。

目次

<u>1. 相談支援費について</u>	P. 3
(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準	P. 3
(2) 機能強化型（継続）サービス利用支援費・ 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費	P. 8
<u>2. 各種体制加算について</u>	P. 22
(1) 加算請求時の確認事項	P. 22
(2) 行動障害支援体制加算	P. 23
(3) 要医療児者支援体制加算	P. 25
(4) 精神障害者支援体制加算	P. 27
(5) 高次脳機能障害者支援体制加算	P. 29
(6) ピアサポート体制加算	P. 31

7

(7ページ目)

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

【計画相談支援】 【障害児相談支援】

機能強化型サービス利用支援費等は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするもので、機能強化型(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)に応じた人員配置・体制要件を全て満たす場合に算定できる。

留意点

- 従業者の異動、配置換え、勤務形態の変更等により、算定要件を満たさなくなることがあるので、算定要件の把握、確認する体制が必要である。
- 届出以降も、全ての要件を満たしている必要があり、継続して要件を満たしていない場合は加算を算定することができない。
- 算定要件を満たさなくなった場合には、速やかに変更又は終了の届出を提出すること。
- 算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができない。

(8ページ目)

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費について説明します。

機能強化型は、支援困難ケースへの積極的な対応を行うほか、専門性の高いマネジメントを実施している事業所を評価し、地域全体のマネジメントの質の向上に資することを目的とするものです。

まずご注意いただきたいのは、従業者の異動、配置換え、勤務形態の変更等により、算定要件を満たさなくなることがあります。従業者の変更について、管理されている方と、請求担当の方で必ず情報共有を行い、不正な請求とならないようお願いします。

全ての要件を満たしている必要があり、算定要件を満たさない事実が発生した日が属する月の翌月分から算定を行うことができません。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

【計画相談支援】 【障害児相談支援】

機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

- ・機能強化型(Ⅰ) 【算定要件】 ①ア ②③④⑤⑥⑦⑧⑨
- ・機能強化型(Ⅱ) 【算定要件】 ①イ ②③④⑤⑥⑦⑧⑨
- ・機能強化型(Ⅲ) 【算定要件】 ①ウ ② ④⑤⑥⑦⑧⑨
- ・機能強化型(Ⅳ) 【算定要件】 ①エ ② ④⑤⑥ ⑨

【算定要件】 (「複数の事業所が協働により体制を確保する場合」を除く)

- ・人員配置要件(①) … 専門性の高い人材の確保
- ・体制要件(②～⑨) … 質の高いマネジメント体制
 - ③ 24時間の連絡体制
 - ⑦ (自立支援) 協議会への参画
 - ⑧ 基幹相談支援センターによる取組への参画

9

(9ページ目)

機能強化型の区分(Ⅰ)(Ⅱ)(Ⅲ)(Ⅳ)に応じた算定要件の概要です。

算定要件には、専門性の高い人材確保に係る人員配置要件、質の高いマネジメント体制に係る体制要件があります。人員配置要件又は体制要件の③24時間の連絡体制、⑦(自立支援)協議会への参画、⑧基幹相談支援センターによる取組への参画ができているかによって、算定できる区分が変わります。

今回は、単独で運営されている事業所について説明します。

複数の事業所が協働により体制を確保する場合は、通常の算定要件に加え、協働体制に係る要件を満たす必要があります。今回は説明を割愛させていただきます。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«人員配置要件» (「複数の事業所が協働により体制を確保する場合」を除く)

番号	算定要件	I	II	III	IV	詳細
①ア	常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者であること。	○	—	—	—	
①イ	常勤かつ専従の相談支援専門員を3名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者であること。	—	○	—	—	
①ウ	常勤かつ専従の相談支援専門員を2名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修修了者であること。	—	—	○	—	
①エ	専従の相談支援専門員を2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が常勤の相談支援従事者現任研修修了者であること。	—	—	—	○	

10

(10ページ目)

人員配置要件を(I)(II)(III)(IV)の区分に応じて、表にしています。

①アは、機能強化型(I)の算定要件で、常勤かつ専従の相談支援専門員を4名以上配置し、そのうち1名以上が相談支援従事者現認研修修了者であること。となっています。そのほかは、表のとおりです。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件（一覧）»（「複数の事業所が協働により体制を確保する場合」を除く）

番号	算定要件	I	II	III	IV	詳細
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に（概ね週1回以上）開催していること。	○	○	○	○	P.13
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	—	—	P.14
④	新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	○	○	○	○	P.15
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援（指定障害児相談支援）を行っていること。	○	○	○	○	P.16

11

（11ページ目）

体制要件の一覧です。

機能強化型(I)(II)を算定するためには、③24時間の連絡体制が必要となります。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件(一覧)» (「複数の事業所が協働により体制を確保する場合」を除く)

番号	算定要件	I	II	III	IV	詳細
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○	○	○	○	P.17
⑦ ※	(自立支援) 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○	—	P.18
⑧ ※	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。	○	○	○	—	P.19
⑨	取扱件数(前6ヶ月の平均値)が40件未満であること。	○	○	○	○	P.20

※経過措置終了: 令和6年3月31において、機能強化型を算定している事業所は、令和7年3月31日までの間、⑦及び⑧の基準に適合しているものとみなす。

12

(12ページ目)

体制要件の一覧の続きです。

機能強化型(I)(II)(III)を算定するためには、⑦(自立支援)協議会への参画、⑧基幹相談支援センターによる取組への参画が必要となります。なお、⑦及び⑧の経過措置については、終了となっていますので、ご注意ください。

体制要件についての詳細は、13ページ以降で、個別に説明します。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
②	利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に（概ね週1回以上）開催していること。	○	○	○	○	P.11

留意点

- 会議は概ね週1回以上開催し、議事については記録を作成し、5年間保存する必要がある。

- 議題については、少なくとも次のような議事を含めること
 - 現に抱える処遇困難ケースについての具体的な処遇方針
 - 過去に取り扱ったケースについての問題点及びその改善方策
 - 地域における事業者や活用できる社会資源の状況
 - 保健医療及び福祉に関する諸制度
 - アセスメント及びサービス等利用計画の作成に関する技術
 - 利用者からの苦情があった場合は、その内容及び改善方針
 - その他必要な事項

13

（13ページ目）

②利用者（障害児）に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的に（概ね週1回以上）開催していること。

留意点は、会議は概ね週1回以上開催し、議事の記録を5年間保存する必要があります。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
③	24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保していること。	○	○	—	—	P.11

留意点

- 営業時間外においては、利用者が緊急事態に際しても担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要がある。
- 営業時間外の体制は当該事業所の相談支援専門員の輪番制による対応等も可能であること。

14

(14ページ目)

③24時間連絡体制を確保し、かつ、必要に応じて利用者（障害児）等の相談に対応する体制を確保していること。

留意点は、営業時間外において、利用者が担当者と携帯電話等により連絡を取ることができ、必要に応じて相談に応じることが可能な体制をとる必要があります。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
④	新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。	○	○	○	○	P.11

留意点

- 相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員が、新規に採用した従業者に対し、適切な指導を行うものとする。
- 研修を実施した場合は、同行者の氏名、同行した時間、研修内容を記録。

15

(15ページ目)

④新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

留意点は、同行による研修を実施した場合、研修内容等についての記録を残してください。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
⑤	基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を行っていること。	○	○	○	○	P.11

留意点

- 自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、常に基幹相談支援センター等との連携を図らなければならない。

相談支援に関するQ&A（令和7年3月18日）問72

- 基幹相談支援センター以外に、（自立支援）協議会や委託相談支援事業所を想定している。
- なお、支援困難ケースの紹介については、当該紹介に対応する体制を構築することを求める趣旨であるため、当該月に実績がない場合でも、加算の算定は可能である。

(R3.4.8 相談支援関係Q&A 問65 一部修正)

16

(16ページ目)

⑤基幹相談支援センター等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定計画相談支援(指定障害児相談支援)を行っていること。

留意点は、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れなければならず、そのため、基幹相談支援センター等との連携を図ってください。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
⑥	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。	○	○	○	○	P.12

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日) 問62

基幹相談支援センターが協議会に位置づけた場として事例検討会を定期的に開催している場合、この場への参画をもって、「基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること」「協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携密着化を図るために必要な取組を実施していること」「基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の取組に参画していること」の要件を満たしたことできるか。

答

○ 市町村及び基幹相談支援センターが設問のとおり運用している場合には可能である。ただし、各要件はより幅の広い取組を行うことも想定されるため、協議会等において関係者間で十分に協議を行うことが望ましい。また、市町村や基幹相談支援センターから更なる取組への協力を求められた場合には積極的に応ずる必要がある。

17

(17ページ目)

⑥基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加していること。

明石市では、基幹相談支援センターが事例検討会等を実施していますので、そちらへの参加が必要となります。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
⑦ ※	(自立支援) 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。	○	○	○	—	P.12

留意点

- 定期的に協議会の専門部会等に参加し、個別事例の報告等、地域づくりに向けた検討及びそれに伴い必要な取組を当該関係機関等と連携して行う必要がある。
- 関係機関等とは、関係機関、関係団体並びに障害者等及びその家族並びに障害者等の福祉、医療、教育又は雇用に関連する職務に従事する者その他の関係者のこと。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日) 間62

[P.17参照](#)

※経過措置終了: 令和6年3月31日において、機能強化型を算定している事業所は、令和7年3月31日までの間、
⑦及び⑧の基準に適合しているものとみなす。

18

(18ページ目)

⑦ (自立支援) 協議会に定期的に参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

明石市では、自立支援協議会において、相談支援専門員連絡会等を開催していますので、そちらへの参加が必要となります。なお、経過措置は終了していますので、必須となります。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
⑧ ※	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。	○	○	○	—	P.12

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (令和6年3月29日) 問62

[P.17参照](#)

※経過措置終了: 令和6年3月31において、機能強化型を算定している事業所は、令和7年3月31までの間、
⑦及び⑧の基準に適合しているものとみなす。

19

(19ページ目)

⑧基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

明石市では、自立支援協議会において、相談支援専門員連絡会等を開催していますので、そちらへの参加が必要となります。なお、経過措置は終了していますので、必須となります。

1. 相談支援費について

(2) 機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費

«体制要件» (留意事項通知 一部抜粋)

番号	算定要件	I	II	III	IV	一覧
⑨	取扱件数(前6月の平均値)が40件未満であること。	○	○	○	○	P.12

留意点

- 取扱件数は、1月の当該相談支援事業所全体の計画相談支援対象障害者等（障害児相談支援対象保護者を含む。）の数の前6月の平均値を当該相談支援事業所の相談支援専門員の員数の前6月の平均値で除して得た数とする。

平成30年度障害福祉サービス等報酬改定等に関するQ&A VOL.1 (平成30年3月30日) 問77 (答)

取扱件数は、1月間に実施したサービス利用支援、継続サービス利用支援、障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助の合計数であり、基本報酬以外の加算や地域相談支援の事業として対応した件数は含めない。

20

(20ページ目)

⑨取扱件数（前6月の平均値）が40件未満であること。

留意点は、計算方法について、確認をしておいてください。

相談支援専門員の人数が変更となる場合、新規の利用者を受け入れる場合に、算定要件を満たさないことがありますので、毎月必ず確認するようにお願いします。

目次

<u>1. 相談支援費について</u>	P. 3
(1) 計画相談支援費及び障害児相談支援費の算定基準	P. 3
(2) 機能強化型（継続）サービス利用支援費・ 機能強化型（継続）障害児支援利用援助費	P. 8
<u>2. 各種体制加算について</u>	P. 22
(1) 加算請求時の確認事項	P. 22
(2) 行動障害支援体制加算	P. 23
(3) 要医療児者支援体制加算	P. 25
(4) 精神障害者支援体制加算	P. 27
(5) 高次脳機能障害者支援体制加算	P. 29
(6) ピアサポート体制加算	P. 31

21

(21ページ目)

2. 各種体制加算について

(1) 加算請求時の確認事項

【計画相談支援】 【障害児相談支援】 【地域移行支援】 【地域定着支援】

行動障害支援体制加算、要医療児者支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害者支援体制加算、ピアサポート体制加算等を算定している場合の共通の留意点は下記のとおり。

留意点

- 算定している加算の種類によって、従業者の異動、配置換え、勤務形態の変更等により、算定要件を満たさなくなることがあるので、算定要件の把握、確認する体制が必要である。
- 対象となる研修修了者が、引き続き勤務していること。
- 対象となる研修修了者の勤務形態が、引き続き常勤（ピアサポート体制加算の場合は別要件）配置となっていること。
- 研修修了者が、対象者等に対して直近6月以内において指定計画相談支援又は指定障害児相談支援を行っていること。（行動障害支援体制加算、精神障害者支援体制加算、高次脳機能障害支援体制加算の場合）
- 算定要件を満たさない事実が発生した日から算定を行うことができない。

22

(22ページ目)

2. 各種体制加算について、(1) 加算請求時の確認事項です。

算定している加算の種類によって、従業者の異動、配置換え、勤務形態の変更等により、算定要件を満たさなくなることがありますので、従業者の変更について、管理されている方と、請求担当の方で必ず情報共有を行い、不正な請求とならないようにお願いします。

また、研修修了者が、対象者等に対して直近6月以内において相談支援を行っていることが算定要件となります。研修修了者を配置していても研修修了者が担当していない場合や、適切な相談支援を実施していない場合は、算定要件を満たさないことになります。

算定要件を満たさない事実が発生した日から算定を行うことができません。

これから紹介する各種体制加算については、いずれも、算定要件を満たしている場合、対象者等のみならず、全ての利用者等に対して、加算することができます。

22

2. 各種体制加算について

(2) 行動障害支援体制加算

【計画相談支援】 【障害児相談支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

当該加算は行動障害のある知的障害者、精神障害者等に対して適切な計画相談支援又は障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するもの。

強度行動障害を有する利用者※1 又は障害児※2 のみならず、全ての利用者等に対して、加算することができる。

※1 障害支援区分3以上かつ行動関連項目の合計点数が10点以上である者

※2 児基準の合計点数が20点以上である児童

留意点

- **強度行動障害を有する者又は障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めない**ものとすることに留意すること。
- 研修修了者（相談支援専門員）を**常勤**で配置していること。
- (1)の場合、**研修修了者が、強度行動障害を有する利用者等に対して前6月に、**相談支援を実施していること。

23

(23ページ目)

これから、説明する(2)から(5)の加算は、算定要件等が類似しています。

(2) 行動障害支援体制加算です。

留意点は、この加算を算定している場合、強度行動障害を有する者又は障害児の保護者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できることを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。サービス提供を行うことを前提に、加算を取得するようにしてください。

2. 各種体制加算について

(2) 行動障害支援体制加算

«算定要件»

番号	算定要件	I	II
①	強度行動障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を修了した 常勤 の相談支援専門員を1名以上配置していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	研修修了者を配置している旨を 公表 していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	研修修了者が、強度行動障害児者※3 に対して直近6月以内において 計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施していること。	<input type="radio"/>	-

※3 障害支援区分3以上かつ行動関連項目が10点以上の者（障害児の場合、児基準が20点以上の者）であることを一定期間毎に確認すること

24

（24ページ目）

算定要件を表にしています。

区分(II)の場合、①研修修了者を常勤で1名以上配置、
②その旨を公表していることが算定要件となります。

区分(I)の場合、それに加えて、③研修修了者が、対象者等に対して直近6月以内において相談支援を行っていることが算定要件となります。

2. 各種体制加算について

(3) 要医療児者支援体制加算

【計画相談支援】 【障害児相談支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

当該加算は医療的ケア児等※4 に対して適切な計画相談支援又は障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するもの。

医療的ケア児等のみならず、全ての利用者等に対して、加算することができる。

※4 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者

留意点

- 医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。
- 研修修了者（相談支援専門員）を常勤で配置していること。
- (1)の場合、研修修了者が、医療的ケア児等に対して前6月に、相談支援を実施していること。

25

(25ページ目)

(3) 要医療児者支援体制加算です。

留意点は、この加算を算定している場合、医療的ケア児等から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。サービス提供を行うことを前提に、加算を取得するようにしてください。

2. 各種体制加算について

(3) 要医療児者支援体制加算

«算定要件»

番号	算定要件	I	II
①	医療的ケア児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した 常勤 の相談支援専門員を1名以上配置していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	研修修了者を配置している旨を 公表 していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	研修修了者が、医療的ケア児者※4 に対して直近6月以内において 計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施していること。	<input type="radio"/>	-

※4 スコア表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である者であることを一定期間毎に確認すること

26

(26ページ目)

算定要件を表にしています。

区分(II)の場合、①研修修了者を常勤で1名以上配置、
②その旨を公表していることが算定要件となります。

区分(I)の場合、それに加えて、③研修修了者が、対象者等に対して直近6月以内において相談支援を行っていることが算定要件となります。

2. 各種体制加算について

(4) 精神障害者支援体制加算

【計画相談支援】 【障害児相談支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

当該加算は精神障害者等に対して適切な計画相談支援又は障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するもの。

精神障害者等のみならず、全ての利用者等に対して、加算することができる。

留意点

- 精神障害者等から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できることを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。
- 研修修了者（相談支援専門員）を常勤で配置していること。
- (1)の場合、研修修了者が、精神障害者等に対して前6月に、相談支援を実施していること。
- (1)の場合、支援対象者が、要件を満たす病院等又は訪問看護事業所に前1年以内に通院又は利用していること。
- (1)の場合、要件を満たす病院等又は訪問看護事業所と少なくとも1年に1回以上連携していること。

27

(27ページ目)

(4) 精神障害者支援体制加算です。

留意点は、精神障害者等から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できることを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。サービス提供を行うことを前提に、加算を取得するようにしてください。

2. 各種体制加算について

(4) 精神障害者支援体制加算

«算定要件»

番号	算定要件	I	II
①	精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修を修了した <u>常勤</u> の相談支援専門員を1名以上配置していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	研修修了者を配置している旨を <u>公表</u> していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	<u>研修修了者が、精神障害者又は精神に障害のある児童に対して直近6月以内において計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施していること。</u>	<input type="radio"/>	-
④	<u>利用者が通院又は利用する※5 病院等及び訪問看護事業所（療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしているもの）における保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制※6 が構築</u> されていること。	<input type="radio"/>	-

※5 利用者が前1年以内に通院又は利用していること

※6 少なくとも1年に1回以上、研修修了者と保健師、看護師又は精神保健福祉士との間で面談又は会議を行い、精神障害者に対する支援に関して検討を行っていること

28

(28ページ目)

算定要件を表にしています。

区分(II)の場合、①研修修了者を常勤で1名以上配置、
②その旨を公表していることが算定要件となります。

区分(I)の場合、それに加えて、③研修修了者が、対象者等に対して直近6月以内において相談支援を行っていること、④利用者が前1年以内に通院又は利用する病院等と少なくとも1年に1回以上、研修修了者が会議等を行っていることが算定要件となります。

なお、④の病院等については、療養生活継続支援加算を算定又は精神科重症患者支援管理連携加算の届出をしていることが条件ですので、事業所において定期的な確認が必要です。

2. 各種体制加算について

(5) 高次脳機能障害支援体制加算

【計画相談支援】 【障害児相談支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

当該加算は高次脳機能障害者※7 に対して適切な計画相談支援又は障害児相談支援を実施するための体制を整備することを評価するもの。

高次脳機能障害者のみならず、全ての利用者等に対して、加算することができる。

※7 医師の診断書等により確認すること

留意点

- 高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認めないものとすることに留意すること。
- 研修修了者（相談支援専門員）を常勤で配置していること。
- (1)の場合、研修修了者が高次脳機能障害者に対して前6月に、相談支援を実施していること。

(29ページ目)

(5) 高次脳機能障害支援体制加算です。

留意点は、この加算を算定している場合、高次脳機能障害者から利用申込みがあった場合に、障害特性に対応できないことを理由にサービスの提供を拒むことは認められません。サービス提供を行うことを前提に、加算を取得するようにしてください。

2. 各種体制加算について

(5) 高次脳機能障害支援体制加算

«算定要件»

番号	算定要件	I	II
①	高次脳機能障害支援者養成に関する研修を修了した <u>常勤</u> の相談支援専門員を1名以上配置していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
②	研修修了者を配置している旨を <u>公表</u> していること。	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
③	<u>研修修了者が、高次脳機能障害者※7に対して直近6月以内において</u> 計画相談支援又は障害児相談支援のいずれかを実施していること。	<input type="radio"/>	-

※7 医師の診断書等により確認すること

30

(30ページ目)

算定要件を表にしています。

区分(II)の場合、①研修修了者を常勤で1名以上配置、
②その旨を公表していることが算定要件となります。

区分(I)の場合、それに加えて、③研修修了者が、対象者等に対して直近6月以内において相談支援を行っていることが算定要件となります。

2. 各種体制加算について

(6) ピアサポート体制加算

【計画相談支援】 【障害児相談支援】 【地域移行支援】 【地域定着支援】 (留意事項通知 一部抜粋)

当該加算はピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、評価するもの。

留意点

- 公表に当たっては、あらかじめピアソーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨※8を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得ること。
- 障害者等である研修修了者、その他従業員の研修修了者の配置要件を満たすこと。

※8 ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうこと

31

(31ページ目)

(6) ピアサポート体制加算です。

この体制加算だけ、(2)から(5)までの加算とは算定要件が異なります。

留意点は、当該加算はピアサポートの専門性について、利用者と同じ目線に立って相談・助言等を行うことにより、本人の自立に向けた意欲の向上や地域生活を続ける上での不安の解消などに効果があることを踏まえ、評価するものです。

あらかじめピアソーターである障害者等の本人に対し、公表の趣旨を障害特性に配慮しつつ丁寧に説明を行った上で、同意を得るようにしてください。公表の趣旨は、ピアサポートによる支援を希望する者に対し、事業所の選択の重要な情報として知ってもらうことになります。

2. 各種体制加算について

(6) ピアサポート体制加算

«算定要件»

番号	算定要件
①	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了者かつ障害者等であって、相談支援専門員等※9に従事する者を常勤換算方法で0.5以上配置していること。
②	障害者ピアサポート研修の基礎研修及び専門研修を修了者であって、管理者、相談支援専門員等※9に従事する者を常勤換算方法で0.5以上配置していること。
③	研修修了者を配置している旨を公表していること。

※9 相談支援専門員、相談支援員その他指定計画相談支援又は指定障害児相談支援に従事する者

32

(32ページ目)

算定要件を表にしています。

①研修修了者かつ障害者等について、常勤換算方法で0.5以上配置していること、②研修修了者について、常勤換算方法で0.5以上配置していること、③研修修了者を配置している旨を公表することとなります。

「相談支援系サービス編」の説明は、以上で終了です。報酬請求に当たっては、今回説明した内容以外の内容も含めた算定要件を満たす必要があります。算定要件を満たさない請求は、不正請求となります。今後も引き続き適切な事業所運営、報酬請求を行っていただきますよう、重ねてお願いいたします。ご清聴ありがとうございました。